【コロナ禍を踏まえた監査役職務の留意点】(2023年版)

2021 年 3 月公表 2022 年 2 月改訂 2023 年 3 月改訂 一般社団法人 監査懇話会 監査役職務確認書委員会

2020 年初頭から継続しているコロナ禍は、依然として予断を許さない状況にあります。 しかし、人々の行動に長期にわたり制限を課していることが、経済の成長、社会の発展を停滞させる結果を生み出している状況に鑑み、最近では、企業は、感染症対策をしつつもコロナと共存する事業活動が求められています。また、コロナ感染症対策として推進されてきた各種の対策のうち、特にITの活用は、そのメリットを十分に生かすことにより、事業活動を発展させ、生産性を向上させることができると考えられるようになりました。監査役の監査活動においても、このような社会環境に対応した監査の方法を選択し、監査の実効性を高める努力が求められています。

- I. 実効性をより高める監査活動
- 1. 監査役の監査方法の変化

コロナ禍ではいわゆる 3 密(密閉、密集、密接)を避けることが提唱され、企業では、出社制限、他箇所への訪問制限、国内・海外出張の制限等多くの制約が課せられてきました。このため、監査役も監査活動に制約を受けました。これらの制約の中で、ITを活用した監査方法、すなわちオンライン会議システムの利用、書類の電子ファイル化、資産等の映像などを活用することによって、監査方法の効率化が図れることを知りました。しかし、同時にオンライン会議システムの利用においては、情報伝達は可能だが、直接面談とは異なり、人の意思が本当に伝わっているのか疑問が湧くことがあります。書類の電子化や資産等の映像による監査においても、原本や実物の監査とは異なり、その真偽性の判断に躊躇する場合があります。

社会や企業が行動制限なしで活動することを許容する時期になれば、必要に応じて感染症対策をしつつ、従来の監査方法、すなわち「現場に行って監査する」「直接会って面談する」ことの重要性を疎かにしない監査方法と、新たなIT活用の監査方法を巧みに組み合わせて、監査の実効性を高める努力が求められることになります。

なお、オンライン面談を引き続き活用する場合は、必要十分な情報を入手できることを事前に 検討しておく必要があります。例えば、次のような工夫が考えられます。

- ・オンライン面談回数を複数回実施して対話をていねいに行う
- ・チェックリストの活用や質問数を増やし、きめ細かな網羅性のある監査を実行する
- ・状況が許す範囲内で、直接の面談、往査などを組み合わせる

また、情報セキュリティ面では、多く使用されるPDF版書類の原本との間の真偽性、オンライン会議システムの安全性、情報漏えい対策など、専門家の意見を確認しつつ、安全性が確保されているか確認する必要があります。

さらに、監査役は、多面的な情報収集を図るために内部監査部門、会計監査人との連携、情報 交換を引き続き緊密に保つことが重要です。

2. 監査計画の立案又は見直し

監査を進める場合、監査計画を立案します。コロナ禍及びコロナ禍後においては、取締役が事業・業務の方針変更を行うことが多いと考えられます。それに伴い、事業リスク、コンプライアンス・リスク、内部統制リスク、計算関係書類等の虚偽表示リスク等も変化することになりますので、監査の重点事項をあらためて確認した上で、監査計画を立案、見直すことが必要です。

- ★「監査役職務確認書」p.3 I-1. 監査計画及び職務の分担
- II. 業務監査における対応
- 1. 取締役・取締役会の意思決定の監査

取締役が、経営方針・事業方針の変更、コロナ対策の実施又は緩和等を行う場合の意思決定については、原則に立ち戻り、いわゆる「経営判断原則」「取締役及び取締役会等の意思決定の監査の5項目」に基づき監査をしなければなりません。

- ★「監査役職務確認書」p.10 II-2. 取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査
- 2. 従業員の安全衛生・労働環境に関する監査

取締役は、従業員の労働環境について、安全配慮義務、労働条件の維持・向上、雇用継続、賃金水準の維持・向上等の責任があります。使用者側の一方的な自由裁量で従業員にとって不利益となる変更は許されませんので、こうした課題に対し取締役が適切に対応しているか、監査役は、監視し必要に応じて助言する必要があります。

(1)労働条件の変更

従業員にとって不利益になる労働条件に変更する場合、次の2点が特に重要です。

- ①労働者の権利を手厚く保護している労働関連法令の規制に抵触していることがないか。
- ②「労働者の個別同意」、「合理的範囲内の就業規則の変更」、又は「労働組合等との労働協約の 締結」のいずれかの合法的手続を踏んでいるか。

(2)新型コロナウィルス感染症対策

行動制限をなくしたり緩和したりするとしても、新型コロナ感染症拡大のリスクは、当面の間、なくなったわけではありません。在宅勤務やテレワークを活用し、人と人との接触頻度を減らす対策もありますが、事業を継続するに当たっては、出社して現場での活動を行わざるを得ない職種も多々あります。監査役には、取締役や経営幹部による感染予防への対応が適確に実施されているか監視する役割があるといえます。感染予防対策としては、例えば、次のような点がポイントとなります。

- ①従業員の健康状況の観察、実態調査、産業医との連携等
- ②事業所・工場等の清潔保持や換気の実施

- ③消毒用品の準備と配置
- ④密となる会議・行事の制限や禁止
- ⑤安全・健康についての教育・周知
- ⑥社内感染者の後遺症に伴う労働問題への対応、 等

また、従業員のメンタルストレスを最小限に抑えるために必要な処置としては、以下のような 点が考えられます。

- ①従業員へのストレスチェック等の実態調査、産業医との連携等
- ②実際に感染者が発生したときに備えて対応策を検討しているか
- ③風説流言の発生を防ぐことを考慮しつつ必要な情報を社内・社外に適宜開示しているか
- ④懸念・質問に丁寧に対応しているか、等

(3)在宅勤務

在宅勤務は、通勤時間の削減、交通費・出張旅費等の削減、オフィス経費の削減等、企業側にとってメリットとなる面があります。従業員にとっても、在宅勤務の環境が適切に整う場合には、通勤による時間・体力消耗から解放される、仕事をする時間を自分で自由にコントロールできる、家族との接触時間が増えるなどのメリットが考えられます。一方、人によっては、働くモチベーションや仕事の生産性を低下させることもあります。

会社が対応すべき課題としては、例えば、次のような点が考えられます。

- ①在宅勤務における労働条件を規程等で明確にする
- ②オンライン接続等 I Tのセキュリティを確保する
- ③従業員間及び上司部下の間のコミュニケーションを適時、適切に行う
- ④在宅勤務おける適切な労務管理と業績評価を行い、労働生産性の向上に努める
- ⑤オンライン会議の特性を把握し、適切な会議運営ができるように留意する
- ⑥孤独感等によるメンタル面での不調を発生させないように努める

在宅勤務への変更、又は出社勤務への変更は、従業員に不利益な労働条件になる場合があるので上述(1)と同様の手続を踏むことが必要です。

Ⅲ. 会計監査における対応

監査役が自ら会計監査を実施する場合、あるいは、会計監査人が専門的に会計監査をする場合、いずれもI-1. 監査役の監査方法の変化 の項で記載したような監査方法の変化があると考えられます。コロナ禍では、次の着眼点に特に留意して監査する必要があります。会計監査に業務監査の監査結果を活用することもできます。

- ①期末時点で継続企業の前提に疑義が生じていることはないか(債務超過等)
- ②経営者が計算関係書類に虚偽表示をする可能性があるか否か
- ③会計上の見積りを必要とする場合、その前提条件においてコロナ禍の状況やその継続又は回復をどのように織り込んでいるか、説明に合理性があるか
- ④売上高の減少や債権回収遅延が著しい場合、粉飾のおそれがないか、売掛債権残高確認、棚卸 資産の評価、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性等について監査した後、必要と認め

たとき、不正リスクに関し重点的に追加的監査を実施したか

- ⑤会計監査人の監査方法と監査結果の相当性を判断する場合、会計監査人が上記と同様の着眼 点で監査を実施しているか
- ★「監査役職務確認書」p.26 III-1. 会計監査人非設置会社の会計監査、p.27 III-2. 会計監査人設置会社の会計監査

IV. 監査報告、株主総会等への対応

- 1. 監査役(会)監査報告の内容 監査報告を作成する際は、次の点に留意します。
- ①直接訪問や実査による監査方法に加えて、オンライン面談、書類の電子化、映像による監査を 交えて監査した場合、その旨を「監査の方法及びその内容」に記載することが望ましい。オン ライン面談や書類の電子化、映像による監査のみに頼って監査せざるを得なかった場合も同 様にその旨を記載することが望ましい。
- ②監査役として「コロナ禍の影響の下、又はその他の理由で、監査のための必要な調査が(一部)できなかった」と判断した場合は、その旨、及びその理由を「監査の方法及びその内容」に記載することが望ましい。
- ③「監査の方法及びその内容」において、「監査のための必要な調査が一部できなかった」と判断したとしても、その影響が、全体的な監査意見を形成することに著しい影響を及ぼしていない限り、「監査の結果」においては、「指摘すべき事項はありません。」などと記載してさしつかえないと考えられる(取締役の不正、不適切な行為があった場合は除く)。

なお、日本監査役協会 2021年2月26日公表の次の文書も参考になります。

「監査上の主要な検討事項 (KAM) 及びコロナ禍における実務の変化等を踏まえた監査役等の 監査報告の記載について |

2. 株主総会への対応

定時株主総会の開催手続、運営に関して、オンライン開催(バーチャル株主総会、ウエブ配信)、継続会の開催等について、法務省、経産省、金融庁等の発出文書がある場合は、それに従うことができます。

なお、令和元年改正会社法に基づく株主総会参考資料の電子提供制度の規定が、2022年9月1日に施行されました。上場会社は、2023年3月1日以後に開催する株主総会では、株主総会参考資料をこれらの規定に準拠して株主へ提供することが義務付けられています。

★「監査役職務確認書」p.32 IV-1. 監査調書の作成/監査内容等の報告・通知、IV-2. 監査報告の作成・通知、IV-3. 提出議案の調査/株主総会への報告・説明等

以上